

意見の内容及びそれに対する考え方

意見の内容（意見提出者）	考え方
<p>商業船とプレジャーボートがお互い共存しつつマナーを守って通行していますが、最近の海上事故の実態を見るに他人事とは思えません。</p> <p>事故の原因はお互いの『～だろー操船』からくるものが多く、自衛艦と漁船の衝突はまさにその例です。</p> <p>『～だろー操船』を無くすためにも船舶間の意思疎通を良くすることが事故防止につながると思います。</p> <p>そこで海上船舶無線について下記のように希望します。</p> <p>☆アマチュア無線技士所得者については日本国内における国際VHFの使用を緩和する。</p> <p>理由は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プレジャーボート間ではすでにアマチュア無線を使用していることが多く周波数帯も近くにあり、出力も4級アマチュア無線技士で25Wである。 2. 呼び出しチャンネル、そこからの移行などの運用方法、マナーなどすでに熟知している。 3. なにより無線の有効性を認識している。 4. 無線機器をアマチュア無線機器と同額程度にする。 <p>国際VHFを即効性のある方法で普及させるためにも是非取り入れてください。</p>	<p>アマチュア無線技士の資格と日本国内で国際VHFを操作できる海上特殊無線技士の資格では、それぞれの資格取得にあたり、求めている知識・技能が異なっております。試験の出題については、その資格の操作範囲を勘案して、無線局の業務に必要な知識・技能について行われており、例えば、遭難、緊急、安全通信といった通信の取扱方法等については、アマチュア無線技士の資格には求めておりませんので、国際VHFの操作を認めることはできません。</p> <p>なお、第四級アマチュア無線技士が操作できるのは、30MHz以上の無線設備については、20Wまでとなっております。</p>

意見の内容（意見提出者）	考え方
<p>今後の海洋事故が少しでも減るように願っています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>1. まずプレジャーボート含む全船舶が国際VHFにて通信できるようになる事、また、廉価な海外市場の機種でも免許がとれるようになる事は海上での安全確保および事故防止等の観点から早急に実現される事を切に望みます。</p> <p>2. 海外で販売されている機種による免許取得について 特にプレジャーボート用途での普及促進の観点から、個人がインターネット販売で購入した機種については日本の技術基準適合証明がないものであっても一定の仕様を満たしていれば、免許が取得できるよう、ぜひとも配慮をお願いします。</p> <p>3. 局免許と従事者免許の切り離しについて プレジャーボートにおいては、個人が自分で船舶を所有していなくても、会員制によるレンタルボートクラブ所有のボートを全国で適宜レンタルし、操船する形態が結構普及しています。しかしながら、当該船舶をレンタルする者の内、無線従事者である者が必ずしも多くないことから、当該船舶の所有者が、所有するすべての小型船舶に対し、船舶局を設置する事は現実的ではないと思われます。かかる状況下、一定の無線従事者免許を所有している者で、会員制レンタルボートクラブの会員である者に対しては、例えば当該会員制クラブ運営者の何らかの証明等があれば、当該レンタルボートに船舶局免許がなくても、それらを操船する際に、当該会員である無線従事者個人が保有する国際VHF無線機を運用できるよう、ぜひ</p>	<p>1. 報告書に賛成のご意見として承ります。</p> <p>2. 技術基準適合証明制度は、無線局免許の取得にあたり簡易な手続をとることができるようその技術的条件を事前に確認・証明する制度であり、技術基準適合証明でない設備であっても、電波法の技術的条件をすべて満足していることが確認されれば無線局免許を取得することは可能です。</p> <p>3. ご要望いただいた点については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

意見の内容（意見提出者）	考え方
<p>ひとも柔軟的な免許制度の見直しをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>報告書案について、賛同いたします。</p> <p>特に「新たな船舶共通通信システムが普及するまでの間、船舶交通の輻輳海域と漁場が重なっている海域を航行する旅客船や大型商船等が、早急に船舶の航行の安全体制を確保することを希望する場合には、漁業用無線機器を利用して漁船と航行の安全を図るための通信を行うことを認める措置も合わせて講じる必要がある。」</p> <p>については、ニーズにおける漁業用周波数を利用した有効策であり、賛同するものである。</p> <p>しかし、3（1）②の周波数の割り当見直しの項において、「これは、漁船については既に27MHz帯40MHz帯等が漁業無線用として利用されていたのに対し、ヨット・プレジャーボート等のレジャー用途については、利用できる周波数が限定されていたことによるものである。」とあるが、これは、マリンVHFを導入する際の主たる理由ではなく、このことをもって漁業用周波数に影響を与えないよう特段の配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【漁業無線関係団体】</p>	<p>報告書に賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、3（1）②の周波数の割り当見直しの項においては、国際VHFの周波数割当ての見直しについて記述しているもので、漁業用周波数全般について言及しているものではありません。</p>